

令和4年度 伊豆の国市市民提案型パートナーシップ事業

募集要領

○ 募集期間

4月1日(金)~21日(木)

○ 審査期間 (予定)

4月~5月

○ 協定締結 (予定)

6月1日

パートナーシップ事業に関するご相談・お問い合わせ

伊豆の国市 企画財政部 協働まちづくり課

電話 055(948)1412

FAX 055(948)2915

メール kyoudou@city.izunokuni.shizuoka.jp



ホームページはこちら↑

1 市民提案型パートナーシップ事業とは？

地域の課題解決に向けて行政単独では解決できない、または市民だけでは解決できない場合に、お互いの不足を補い合いながら協力して課題解決に向けた取り組みについて、市民の皆さまより提案をしていただき、その提案内容について、「審査委員会」により公平に審査・採択し、市民と行政とが対等な立場で、それぞれ役割を担って実施するものです。

2 対象となるはどんな事業？

- (1) 公益的または社会貢献的な事業で、提案するNPO、市民活動団体等と市が協働で取り組むことで、課題解決が図られ、市民福祉の向上が期待できるもの
- (2) 単独で実施するよりも、NPO、市民活動団体等と市とが協力・連携して実施するほうが、より高い効果が期待できるもの
- (3) NPO、市民活動団体等のアイデアや、専門性等を生かすことができるもの
- (4) 協働事業として実施するにあたり、NPO、市民活動団体等と市が明確かつ適切に役割分担できるもの
- (5) その主たる効果が、市内において生ずるもの

ただし、上記の項目に該当しても、以下に該当する場合は対象となりません。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 宗教に関わるもの
- (3) 政治活動に関わるもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 国、地方公共団体、公益法人等これらに類する団体からの助成を受けているもの

ご注意！

※ 応募できる事業は、1団体につき1事業とし、事業開始から3年間継続ができます。

3 応募できる団体の要件って？

次に掲げる事項をすべて満たすことを要件とします。

- (1) 営利を目的とせず、自主的に公益的な活動を行う団体（NPO、市民活動団体、ボランティアグループ、自治会、地域づくり協議会等）であること
- (2) 5人以上の会員で組織していること
- (3) 組織の運営に関する規約、会則等があること
- (4) 会計処理が適切に行われていること
- (5) 次のいずれの事項にも該当しないこと
 - ・ 宗教の教義を広め、儀式等を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
 - ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
 - ・ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
 - ・ 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号に規定する団体（暴力団又はその統制の下にある団体）

4 事業期間と市の負担金

《事業期間》

4月1日から翌年3月31日までの単年度事業とします。

《市からの負担金》

- 1事業あたり上限20万円。

負担を希望している全額が必ず認められるとは限りません。実際の負担金額は、事業計画を精査したうえで決定します。

- パートナーシップ事業の事業費と直接関わりのない経費（組織自体を維持するための経費、団体単独の活動経費等）、人件費、備品購入費、会食費（事業活動中の水分補給等を除く）は、市の負担金の対象外となります。

5 提出書類

- ①申込書、②提案書、③収支予算書、④団体概要書、⑤誓約書、⑥団体の規約・会則等
- ⑦役員・会員名簿（①から⑤の様式は、市のホームページからダウンロードできます。）

これらの書類を年4月1日（金）～21日（木）の間に、協働まちづくり課に直接または郵送にて提出ください（郵送した場合は、提出後に確認の電話を入れてください）。

6 提出後のながれ

- (1) 市パートナー候補課との事前協議等

第1回審査委員会で決定された事業のパートナー候補課と提案団体とで、提案された事業の企画内容や役割分担等について事前の協議を行い、事業の効果がより高まるように企画内容を磨き上げます。内容に修正が生じた提案団体は、修正した書類を再提出してください。

- (2) 審査・選考及び協定の締結

提案されたすべての事業について、第2回審査委員会にて審査を行い、採択事業を決定します。その後、事業実施が決定した団体と市は、基本事項や役割分担、市の負担金額などを明示した協定を締結し、事業実施に入ります。

7 審査のポイント

審査委員会では、以下の審査項目について、評価します。

| | 審査項目 | 視 点 |
|---|---------|---|
| 1 | 協働性 | ・ NPO、市民活動団体等と伊豆の国市双方の目標を達成することができ、かつ相乗効果を得られることが期待できるか。 ・ 提案団体と市との役割分担が適切か。 |
| 2 | 公益性・必要度 | ・ 地域の課題解決につながり、広く市民に貢献する事業か。 ・ 時代や市民のニーズに即しているか。 |

| | | |
|---|-------|------------------------------|
| 3 | 特 性 | ・ N P O、市民活動団体等の専門性を活かしているか。 |
| 4 | 実 現 性 | ・ 事業計画、収支予算、スケジュールなどが実現可能か。 |
| 5 | 組 織 | ・ 事業を遂行する能力を有している団体であるか。 |

8 年間スケジュール（予定）

| | | |
|-------------------------------|----------------------|---|
| 応募・申込み | 4月1日(金)～ 4月21日(木) | 提案する団体は、すべての提出書類を揃え、直接又は郵送にて申込み |
| ↓ | | |
| 第1回 審査委員会 | 5月上旬 | 事業の市担当課（パートナー候補課）決定 |
| ↓ | | |
| 事前協議等 | パートナー候補課決定後 | 市担当課と提案団体が、提案された事業の内容や役割分担などを協議し、企画内容を磨き上げる |
| ↓ | | |
| 第2回 審査委員会 | 5月下旬 | 提案されたすべての事業の審査、実施事業の決定 |
| <事業実施が決定した場合> ↓ | | |
| 協定書の締結 | 6月1日 | 提案団体は、事業実施までに市と基本事項や役割分担などを明示した協定書を締結 |
| ↓ | | |
| 事業の開始 (4月から実施していても問題ありません) | 6月～ | パートナーシップ事業の実施 情報交換・意見交換等の実施 |
| ↓ | | |
| 中間報告 (事業紹介) | 9月～10月 | 市内の施設やHP上で事業紹介シートの掲示を実施 |
| ↓ | | |
| 事業の終了 | 事業終了後 | 事業の実施報告書や収支決算書等の提出 |
| 事業報告会 | 3月下旬 | 事業報告会での報告 |